

事業形態別比較表  
平成13年4月現在

		個人事業		有限会社		株式会社		
企業形態の特徴	資本金の制限			300万円以上		1,000万円以上		
	株主の数の制限			1人以上 50人以内		1人以上 上限なし		
	役員の数の制限	取締役			1人以上		3人以上	
		監査役			制限なし(0人でも可)		1人以上	
	役員の任期の制限	取締役			なし		2年(設立時のみ1年)	
		監査役			なし		3年(設立時のみ1年)	
	営業年度	1暦年(1月から12月まで)		会社が定めた期間		会社が定めた期間		
	企業の譲渡			出資譲渡によって可能		株式譲渡によって可能		
	オーナーのリスク	無限の責任を負う		有限(出資額)の責任を負う		有限(出資額)の責任を負う		
	資金調達のしやすさ							
取引上の信用度								
設立・開業	設立費用(委託料、印鑑代等除く)				最低 約17万円		最低 約30万円	
	官公署への手続き	法務関係			法務局		法務局	
		税務関係	税務署 県税事務所 市町村役場		税務署 県税事務所 市町村役場		税務署 県税事務所 市町村役場	
		労務関係	労働基準監督署 公共職業安定所 社会保険事務所		労働基準監督署 公共職業安定所 社会保険事務所		労働基準監督署 公共職業安定所 社会保険事務所	
所得税法人税			白色	青色	白色	青色	白色	青色
	課税所得	給与・賞与	事業主・同一生計親族(*)に対するものは必要経費にならない。		役員報酬は損金になる。 (過大部分は損金にならない。)		役員報酬は損金になる。 (過大部分は損金にならない。)	
			(*)「事業専従者控除」の必要経費算入規定あり。	(*)「事業専従者給与」の必要経費算入規定あり。	役員賞与は損金にならない。		役員賞与は損金にならない。	
		退職金	事業主・同一生計親族に対するものは必要経費にならない。		役員退職金は損金になる。 (過大部分は損金にならない。)		役員退職金は損金になる。 (過大部分は損金にならない。)	
		賃借料 借入金利息	事業主・同一生計親族に対するものは必要経費にならない。					
		接待交際費	原則として必要経費になる。		一定限度額まで損金になる。		一定限度額まで損金になる。	
		減価償却費(普通)	強制償却		任意償却		任意償却	
		減価償却費(特別)	×(一部あり)		×(一部あり)		×(一部あり)	
		引当金	(制限あり)					
		準備金	×		×		×	
		損失の繰越控除	災害分のみ3年間		3年間		災害分のみ5年間 5年間	
	その他			青色申告特別控除				
	税率構造	超過累進税率		比例税率		比例税率		
	特別税額控除	×		×		×		
	簿記方式	複式(簡易な簿記でも可)		複式		複式		
消費税	開業時の納税義務	開業後2年間は免税		設立初年度から課税 (*)出資金1千万円未満の場合 開業後2年間は免税		設立初年度から課税		
住民税	課税形態	賦課決定		申告		申告		
その他	相続対策	土地の評価 事業用建物の敷地部分は80%評価減		出資の評価 含み益部分の42%控除		株式の評価 含み益部分の42%控除		